

奈良県告示第三百二十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成二十六年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目三〇番一 号	平成二十九年一月三十一日
社会福祉法人恩賜財団 済生会奈良病院	奈良市八条四丁目六四三番 地	平成二十九年一月三十一日
医療法人新生会総合病 院高の原中央病院	奈良市右京一丁目三番三号	平成二十九年一月三十一日
財団法人沢井病院	奈良市船橋町八	平成二十九年一月三十一日
松倉病院	奈良市川之上突抜町一五	平成二十九年一月三十一日
医療法人社団石洲会石 洲会病院	奈良市四条大路一丁目九番 四号	平成二十九年一月三十一日
社会医療法人高清会高 井病院	天理市蔵之庄町四六一番地 ノ二	平成二十九年一月三十一日
田北病院	大和郡山市城南町二番一三 号	平成二十九年一月三十一日

	奈良県立三室病院	生駒郡三郷町三室一丁目一 四番一六号	平成二十九年一月三十一日
	医療法人果恵会恵王病 院	北葛城郡王寺町王寺二丁目 一〇番一八号	平成二十九年一月三十一日
	社会福祉法人恩賜財団 済生会中和病院	桜井市阿部三二三番地	平成二十九年一月三十一日
	医療法人橿原友誼会大 和橿原病院	橿原市石川町八一番地	平成二十九年一月三十一日
	大和高田市立病院	大和高田市礪野北町一番一 号	平成二十九年一月三十一日
	医療法人興生会吉本整 形外科・外科病院	大和高田市野口一三六	平成二十九年一月三十一日
	社会福祉法人恩賜財団 済生会御所病院	御所市三室二〇	平成二十九年一月三十一日
	吉野町国民健康保険吉 野病院	吉野郡吉野町丹治一三〇番 地ノ一	平成二十九年一月三十一日
	大淀町立大淀病院	吉野郡大淀町下渚三五三番 地ノ一	平成二十九年一月三十一日
	奈良県立五條病院	五條市野原西五丁目二番五 九号	平成二十九年一月三十一日

公益財団法人天理よろ
づ相談所病院

天理市三島町二〇〇番地

平成二十九年二月二日